



○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8（略）

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（政令への委任）

第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条（略）

2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（都市局の所掌事務）

第七条 都市局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十（略）

十一 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の規定による宅地の造成等の規制に関すること。

十二 土地区画整理事業に関する事（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事）及び水管理・国土保全局の所掌に属するものを除く。）。

十三 民間都市開発事業に関する事（港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十四 前二号に掲げるもののほか、市街地再開発事業、流通業務団地造成事業その他市街地の整備改善に関する事（防災街区整備事業及び独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事）並びに住宅局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。

十五 防災街区整備事業（都市計画において定められた防災都市施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第三十条に規定する防災都市施設をいう。以下同じ。）の整備を伴うものに限る。）の助成及び監督に関する事。

十六 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、次に掲げるものに関する事。

イ（ホ）（略）

十七 新住宅市街地開発事業に関する事。

十八 新都市基盤整備事業に関する事。

十九 駐車場に関する事（道路局及び自動車局の所掌に属するものを除く。）。

二十 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による資金の貸付け（以下「都市開発資金の貸付け」という。）に関する事（土地・建設産業局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。

二十一 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあつては、これらの整備に限る。）に関する事。

二十二 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事。

二十三 市民農園の整備の促進に関する事。

二十四 屋外広告物に関する事。

二十五 古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

二十六 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第三十条を除く。）の施行に関する事。

（情報政策課の所掌事務）

第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（四）（略）

五 国立国会図書館支部国土交通省図書館に関する事。

（行政情報化推進課の所掌事務）

第五十二条 行政情報化推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通省の所掌事務に関する行政の情報化の推進に関する総合的な政策（情報システムに係る情報の安全の確保に関するものを除く。）の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事。

二 （略）

（建設市場整備課の所掌事務）

第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設業者及び建設コンサルタント（以下この条において「建設業者等」という。）の経営の方法の改善及び技術の向上のための方策に関する事。

る企画及び立案並びに指導に関すること。

二 建設工事の下請契約の適正化に関すること。

三 十 (略)

(都市安全課の所掌事務)

第八十四条 都市安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 宅地造成等規制法の規定による宅地の造成等の規制に関すること。

六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(第二章から第四章まで、第五章第一節、第二節及び第四節並びに第六章から第八章までを除く。)の施行に関すること(防災街区計画整備組合が施行する防災街区整備事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業に関するものを除く。)

七 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)に規定する緑地等の設置に関する計画に関すること。

(航空局に置く課)

第六十四条 航空局に、航空ネットワーク部、安全部及び交通管制部に置くもののほか、次の二課を置く。

総務課

航空戦略課

2 航空ネットワーク部に、次の五課を置く。

航空ネットワーク企画課

航空事業課

空港施設課

首都圏空港課

環境・地域振興課

3 安全部に、次の四課を置く。

安全企画課

空港安全・保安対策課

運航安全課

航空機安全課

4 (略)

(総務課の所掌事務)

第百六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（六）（略）

（航空戦略課の所掌事務）

第百六十六条 航空戦略課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること。
- 二 航空局の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。
- 三 国際民間航空機関との連絡に関すること。
- 四 外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。
- 五 交通政策審議会航空分科会の庶務に関すること。

（航空ネットワーク企画課の所掌事務）

第百六十七条 航空ネットワーク企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二（略）

- 三 航空運送の発達、改善及び調整に関すること（交通管制部及び航空事業課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 航空に関する国際協定に関すること。
- 五 空港等の設置及び管理に関すること（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 六（略）

（航空事業課の所掌事務）

第百六十八条 航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業並びに貨物の運送に係る航空運送代理店業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。
- 二（略）
- 三 外国航空機の航行及び使用に関する許可に関すること。

第百六十九条 削除

（空港施設課の所掌事務）

第百七十条 空港施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等（成田国際空港、関西国際空港、中部国際空港及び大阪国際空港を除く。）の整備に関する計画に関すること。
- 二 空港等の建設、改良及び維持に関すること（安全部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 空港等の改善のための調査及び研究に関すること。

（首都圏空港課の所掌事務）

第七十一条 首都圏空港課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 首都圏内の空港等の設置及び管理に関すること（安全部並びに空港施設課及び環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。
- 二・三 （略）

（環境・地域振興課の所掌事務）

第七十二条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。
- 二 空港等の設置及び管理に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関するものに関すること。

（安全企画課の所掌事務）

第七十三条 安全企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 航空の安全の確保（航空に関する危機管理を含む。）に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関すること。
- 三 航空局の所掌に係る航空の安全に関する事務（航空に関する危機管理に関するものを含む。）の運営に関する実況の監察及びこれに基づく改善事項の調査に関する事務並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十七条第四項の規定に基づく事務に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、安全部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（空港安全・保安対策課の所掌事務）

第七十四条 空港安全・保安対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の安全の確保に関すること。
- 二 航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関すること

（交通管制企画課の所掌事務）

第七十八条 交通管制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一〜四 （略）

- 五 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の整備に関する基本的な計画並びにこれらの改善のために行う施設の開発に関する調査及び研究に関すること。
- 六 航空保安施設（航空保安無線施設を除く。）の設置及び管理に関すること。
- 七・八 （略）

（管制技術課の所掌事務）

第八十一条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空保安無線施設その他の航空保安用電気通信施設の設置及び管理に関すること（交通管制企画課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 （略）

附 則

（国土政策局の所掌事務の特例）

第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成二十九年 三月三十一日	特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
（略）	（略）
平成三十三年 三月三十一日	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
（略）	（略）

（都市局の所掌事務についての読替え）

第四条 都市局の所掌事務については、当分の間、第七条第十七号中「関すること」とあるのは、「関すること（独立行政法人都市再生機構の行う業務に関するものを除く。）」とする。

（国土政策局総務課の所掌事務についての読替え）

第七条 国土政策局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成二十九年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、特殊土地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会
平成二十九年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会
(略)	(略)

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)

第八条 国土政策局地方振興課は、第六十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 限	事 務
平成二十九年三月三十一日	特殊土地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成三十三年三月三十一日	過疎地域の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
(略)	(略)

○国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（抄）

附 則

(分科会の特例)

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権

限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」とする。

期 限	分 科 会	法 律 の 規 定	課
平成二十九年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項、第三条第一項及び第五条	国土交通省国土政策局地方振興課
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）（抄）

（特殊土壌地帯の指定）

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、しばしば台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、かつ特殊土壌（シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵食を受けやすい性状の土壌をいう。以下同じ。）でおおわれ地形上年災害が生じ、又は特殊土壌でおおわれているために農業生産力が著しく劣っている都道府県の区域の全部又は一部を特殊土壌地帯として指定する。

2 （略）

（特殊土壌地帯対策事業計画の設定）

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、第一条の目的を達成するために必要な特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定める。

2 （略）

（国土審議会）

第五条 国土審議会（以下「審議会」という。）は、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議する。  
2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に対し、意見を申し出ることができる。

